

## 船橋市農業委員会委員候補者評価委員会運営要綱

### (設置)

第1条 船橋市農業委員会の委員候補者（以下「候補者」という。）に係る評価を市長に報告するため、船橋市農業委員会委員候補者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、候補者の評価を行い、市長に報告するものとする。

2 委員会は、候補者の評価に当たり、推薦を受け、又は募集に応じた各候補者の活動歴等の審査を行うとともに、面接その他適当と認める方法による審査等を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 農業委員会を所管する副市長
- (2) 総務部長
- (3) 経済部長
- (4) 農水産課長
- (5) 農業委員会事務局長
- (6) 農業に識見を有する者

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

### (招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が議長となり議事を整理する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。